

提言3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

基本的な対応

- 国は平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出し、福島県はこの基金を活用して、県民健康調査や内部被ばく線量の検査等を実施。環境省は、福島県が行う取組を支援するとともに、疾病罹患動向の把握、地域ニーズに合ったリスクコミュニケーション事業等を実施。「総合モニタリング計画」に沿ってモニタリングを実施し、原子力規制委員会が結果を公表。
- 除染特別地域は環境省等が、汚染状況重点調査地域は市町村が中心となって除染を実施。帰還困難区域を除き、平成30年3月には全ての面的除染が完了。
- 中間貯蔵施設については、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（平成31年3月8日閣議決定）に沿って事業を実施。
- 令和2年3月までに全ての避難指示解除区域及び居住制限区域の避難指示を解除。避難指示解除後は、「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」の要件に沿って、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化。
- 原子力損害賠償は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に基づき、東京電力が実施。
- 「福島相双復興官民合同チーム」が被災事業者・農業者の事業再開等を支援。「福島イノベーション・コースト構想」や「福島新エネ社会構想」を強力に推進。

提言3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

平成24年度に講じた主な措置

- 福島県民の中長期的な健康管理：平成23年度第二次補正予算により福島県が創設した福島県民健康管理基金^{*}に交付金を拠出し全面的に県を支援。
※使用例：県民健康管理調査（対象：全県民対象）、個人線量計の貸与（対象：子ども、妊婦）

平成25年度に講じた主な措置

（健康管理関係）

- 25年度補正予算において、福島県の避難指示区域外の方を中心に個人線量計を配布することにより個人の被ばく線量を把握することを通じて、放射線に関する正しい知識の普及を図るための交付金（3.5億円）を福島県に交付。26年度予算により、避難指示区域の解除に伴い帰還する方々及び福島県外の汚染状況重点調査地域の方々を対象に個人線量計を配布し、個人の外部被ばく線量を正確に把握するための事業を開始予定。

（帰還に向けた安全・安心対策）

- 25年11月20日に原子力規制委員会において、帰還後の住民の被ばく線量の評価は個人線量を基本とすることなど「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を取りまとめ。関係省庁において安全・安心対策の具体化を図り、12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定。

平成 26 年度に講じた主な措置

(健康管理)

- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金（782 億円）を拠出するなど、全面的に福島県を支援している。福島県は、この基金を活用して、県民健康調査を実施し、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査や事故時におおむね 18 歳以下であった子ども（約 37 万人）を対象とした甲状腺検査等を実施している。この甲状腺検査については、平成 25 年度末までに 1 巡目の検査を終了し、平成 26 年度より 2 巡目の検査を実施している。県民健康調査の甲状腺検査は、福島県外に避難された方等が受診できるよう、福島県内のほか、福島県立医科大学が協定を締結した県外の医療機関でも実施している（県外検査実施機関 一次検査：101 医療機関 二次検査※：29 医療機関（平成 27 年 12 月末現在））。このほか、福島県は、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査等を実施しており、ホールボディ・カウンタによる検査結果について、99.9%以上が預託実効線量 1 mSv 未満となっている。これらの測定結果は、ウェブサイト等を通じて公表されている。
※二次検査：一次検査（超音波検査）の結果を踏まえて行われる詳細な検査
- 県民健康調査の甲状腺検査の結果、甲状腺がん又は甲状腺がんの疑いが認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援について、平成 27 年度予算に計上。
- 環境省は「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を設置し、福島近隣県を含め、国として原発事故による放射線の影響を踏まえた健康管理の現状と課題を把握し、その在り方を医学的な見地から専門的に検討。同専門家会議において 26 年 12 月 22 日に、県民健康調査の甲状腺検査の実施状況等の評価を含めた中間取りまとめを公表。27 年 2 月 27 日に、中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性を公表。当面の施策の方向性では、
 - (1) 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進
 - ・ 調査研究事業を通じた事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進
 - (2) 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握
 - ・ 全国がん登録等を活用し、各種がんの罹患動向を把握
 - ・ がん以外の疾患についても、既存のデータベース等を活用することで同様に対応
 - (3) 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実
 - ・ 県民健康調査の甲状腺検査の結果、引き続き治療が必要である場合の支援
 - (4) リスクコミュニケーション事業の継続・充実
 - ・ 地域のニーズに合わせた柔軟かつきめ細やかな事業を福島県内外で実施としており、今後、当面の施策の方向性を踏まえ、必要な施策を着実に実施することとしている。

平成 27 年度に講じた主な措置

(健康管理・健康不安への対応)

- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金（782 億円）を拠出するなど、全面的に福島県を支援している。福島県は、この基金を活用して、県民健康調査を実施し、全県民を対象とした外部被ばく線量

を把握するための行動調査に基づく基本調査や事故時におおむね 18 歳以下であった子ども（約 37 万人）を対象とした甲状腺検査等を実施している。この甲状腺検査については、平成 25 年度末までに 1 巡目の検査を終了し、平成 26 年度より 2 巡目の検査を実施している。県民健康調査の甲状腺検査は、福島県外に避難された方等が受診できるよう、福島県内のほか、福島県立医科大学が協定を締結した県外の医療機関でも実施している（県外検査実施機関 一次検査：101 医療機関 二次検査※：29 医療機関（平成 27 年 12 月末現在））。このほか、福島県は、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査等を実施しており、ホールボディ・カウンタによる検査結果について、99.9%以上が預託実効線量 1 mSv 未満となっている。これらの測定結果は、ウェブサイト等を通じて公表されている。

※二次検査：一次検査（超音波検査）の結果を踏まえて行われる詳細な検査

- 県民健康調査の甲状腺検査の結果、甲状腺がん又は甲状腺がんの疑いが認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援について、平成 27 年度予算に計上した。福島県はこれを踏まえて平成 27 年 7 月より「甲状腺検査サポート事業」を実施している。
- 環境省が設置した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」において、平成 26 年 12 月 22 日に、県民健康調査の甲状腺検査の実施状況等の評価を含めた中間取りまとめを公表。同中間取りまとめにおいては、「今回の事故による放射線被ばくによる生物学的影響は現在のところ認められておらず、今後も放射線被ばくによって何らかの疾病のリスクが高まることも可能性としては小さいと考えられる」とされている。環境省は、平成 27 年 2 月 27 日に、中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性を公表。具体的には、以下の 4 つの施策に取り組んでいるところ。
 - （1）事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進
 - ・調査研究事業を通じた事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進
 - （2）福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握
 - ・がん登録等を活用し、各種がんの罹患動向を把握
 - ・がん以外の疾患についても、既存のデータベース等を活用することで同様に対応
 - （3）福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実
 - ・県民健康調査の甲状腺検査の結果、引き続き治療が必要である場合の支援
 - （4）リスクコミュニケーション事業の継続・充実
 - ・地域のニーズに合わせた柔軟かつきめ細やかな事業を福島県内外で実施
- 国は、今後もこうした取組を推進するとともに、県民健康調査が長期的に行われるよう引き続き必要な支援に努め、その進捗を注視していくこととしている。
- 相談員の配置やその活動の支援に向けた取組を進めている。具体的には、福島再生加速化交付金において相談員の育成及び配置や個人線量低減支援のための予算を措置するとともに、相談員の活動を科学的・技術的な面から支援する拠点（放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター）をいわき市に整備し、運営を開始した。また、効果的事例の横展開や関係省庁及び県との連携の円滑化の促進など「相談員制度」の効果的な運用のため、「相談員制度の運用に関する実務者会合」を平成 27 年 2 月 20 日に第 1 回、同年 8 月 26 日に第 2 回を開催した。

平成 28 年度に講じた主な措置
(健康管理・健康不安への対応)

(関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

- 自治体による相談員の育成及び配置や個人線量低減活動への支援を継続して実施するとともに、飯舘村などの相談対応ニーズの高まっている地域において、他の市町村での運用例を紹介するなど新たに相談員の育成及び配置等を行うための支援を実施。
- 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター（いわき市）において、当該地域の放射線相談員のほか、平成 28 年度から、新たに生活支援相談員なども対象に、相談員等の幅広い要望に応じて相談対応、専門家の派遣、研修会の開催等を実施している。

平成 29 年度に講じた主な措置

（関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（健康管理・健康不安への対応）

- 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の 2017 年白書で、「2013 年報告書（「線量が大幅に低いため、チェルノブイリ原発事故後に観察されたような多数の放射線誘発性甲状腺がんの発生を考慮に入れる必要はない。」との評価）における福島第一原発事故による放射線被ばくの健康影響に関する知見は引き続き有効であり、それ以降に発表された新規情報の影響をほとんど受けていないとの結論に達した」とされた。
- 相談員間の連携強化、相談対応の好事例、失敗事例等の共有を図るため、相談員等実務者会合及び相談員合同ワークショップを開催した。

平成 30 年度に講じた主な措置

（関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（健康管理・健康不安への対応）

- 7 月 5 日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく関係省庁の取組状況について報告等を行うとともに、今後の方向性について検討した。同タスクフォースにおいて、復興大臣より平成 30 年度の取組の早期かつ着実な実施等を指示した。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（健康管理・健康不安への対応）

- 4 月 12 日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく関係省庁の取組状況について報告等を行うとともに、今後の方向性について検討した。また、福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための知識及び科学的知見、被ばく低減に当たった国際的又は専門的な考え方などの基礎的な情報をまとめた資料「放射線リスクに関する基礎的情報」を 5 月に更新し、福島県内の市町村等に配布した。

令和 2 年度に講じた主な措置

（関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（健康管理・健康不安への対応）

- 福島県における放射線の状況や健康影響など、海外の方が抱く疑問や不安について、正確に分かりやすく発信するポータルサイト「Fukushima Updates」を令和 3 年 3 月 4 日に開設した

提言3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

平成24年度に講じた主な措置

(放射線モニタリング)

- 総合モニタリング計画に沿って、陸域、海域、食品など様々なモニタリングを実施。結果は定期的に公表中。

(放射性物質の汚染拡大防止)

- 汚染水問題は早急に対応しなければならない課題であり、今般の汚染水漏えい事故に対する当面の対応や汚染水問題全体を根本的に解決する中長期的な対応を検討するため、「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」（議長：経済産業大臣）の下に「汚染水処理対策委員会^{*}」を平成25年4月に新たに設置。

※検討の進め方：①地下水の流入抑制対策や、②トリチウム処理対策などについて、検討を進めているところ、平成25年5月30日に、「地下水の流入抑制のための対策」を取りまとめた。

平成25年度に講じた主な措置

(放射線モニタリング)

- 総合モニタリング計画（26年4月に改訂）に沿って、陸域、海域、食品など様々なモニタリングを実施。その結果は毎週原子力規制委員会等のウェブページに公表。

平成26年度に講じた主な措置

(放射線モニタリング)

- 昨年度に引き続き、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（26年4月改定）に沿って、陸域、海域、食品など様々なモニタリングを実施。その結果について解析を実施し、その結果を毎週、原子力規制委員会のホームページに公表。

平成27年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

- 昨年度に引き続き、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（平成27年4月改定）に沿って、陸域、海域、食品など様々なモニタリングを実施し、解析結果を毎週、原子力規制委員会のホームページに公表している。

平成28年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

- 平成27年度第55回原子力規制委員会（平成28年2月10日）での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、11月18日に結果を公表した。

平成 29 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

- 原子力規制委員会（平成 30 年 1 月 17 日）において帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングの結果を報告し、公表した。
- 原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 20 日）において、福島県内のモニタリング結果等を整理し、福島県及び県内市町村の意見を踏まえた上で、リアルタイム線量測定システムの配置について以下のとおり見直しを行うこととした。
 - ①避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村外のリアルタイム線量測定システムは、空間線量率が十分に低く安定している地点を対象に、原則、空間線量率の低いものから順に撤去する。
 - ②各市町村から撤去順の変更等について要望があれば、個別に協議する。
 - ③撤去したリアルタイム線量測定システムは、モニタリングポストの設置要望のある避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村内の施設への移設等に活用する。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

- 帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、結果を公表した。
- 平成 29 年度第 74 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 20 日）において決定した「リアルタイム線量測定システムの配置の見直し」に関する住民説明会を 15 市町村で実施した。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

- 帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施した。
- 令和元年度第 10 回原子力規制委員会（令和元年 5 月 29 日）において、リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針として、福島県内の避難指示が出されたことのない市町村に配置しているリアルタイム線量測定システムについては、当面、存続させることを基本とし、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、関係市町村の理解を得ながら配置の適正化を図ることを決定した。

提言3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

平成24年度に講じた主な措置

(除染)

- 国直轄除染を行う除染特別地域においては、特別地域内除染実施計画を順次策定し、本格的な作業を開始。除染実施区域においては、市町村において除染実施計画を順次策定し、除染等の措置を実施中。さらに、除染を加速化させるため、福島環境再生事務所への権限委譲や、適正な除染推進のための取組などを実施中。今後、除染等の推進に伴い発生する除去土壌等の仮置場の確保や安全な処理に向けた方策が必要であり、そのための措置を推進することとしている。

(区域見直し)

- これまでの避難指示区域について、県、市町村など関係者との協議を踏まえ、線量に応じた3つの区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）に再編中。現在、10市町村※において区域見直しを決定したところ。残り1町※については、引き続き見直しに向けて調整中。
※決定済：川内村、田村市、南相馬市、飯舘村、楡葉町、大熊町、葛尾村、富岡町、浪江町、双葉町
調整中：川俣町

平成25年度に講じた主な措置

(避難指示区域)

- 25年8月8日までに11市町村すべてで避難指示区域を三つの区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）に再編（25年4月1日浪江町、25年5月7日双葉町、25年8月8日川俣町）。加えて、田村市については、26年4月1日に避難指示区域を解除。（26年3月10日原災本部決定）

(除染)

- 国直轄除染を行う除染特別地域においては、同地域が設定された11市町村のうち、10市町村で除染実施計画を策定。田村市、川内村、楡葉町、大熊町及び常磐道で計画※に基づく除染がすでに終了。南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町及び富岡町は除染計画を見直し済であり、今後、復興の動きと連携して除染を実施。
※現在の特別地域内除染実施計画では、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心とした地域を対象としている。

(中間貯蔵)

- 25年12月、環境・復興両大臣から福島県知事・関係4町長（楡葉町、双葉町、大熊町、富岡町）に中間貯蔵施設計画案等を提示し、受け入れを要請。26年2月に知事から、施設計画案の見直しの申入れを受け、3月に国から計画面積を变えることなく、中間貯蔵施設を双葉町及び大熊町に集約するなどの回答を行った。

(復興支援)

- 25年12月20日には「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定。賠償に関しては、26年3月、東京電力から、一括の精神的損害賠償を4月から受付開始すること等が発表された。また、避難解除等区域の復興・再生を推進するために、産業の復興・再生、公共施設や生活環境の整備等に関する内容を定めた「避難解除等区域復興再生計画」について、避難指示区域の見直し等を踏まえ、改定に向けた作業を実施中。あわせて、25年10月11日に子ども被災者支援法に基づく基本方針を閣議決定し、施策を実施中。

平成26年度に講じた主な措置

(避難指示の解除)

- 田村市と川内村において、市村役場との対話や住民との意見交換会で出された要請等を踏まえ、様々な復興対策を行い、避難指示区域の解除の要件が満たされたことから、26年4月1日に田村市で、同年10月1日に川内村で避難指示解除準備区域の避難指示解除を実施。
- また南相馬市における特定避難勧奨地点について、解除の要件が満たされたことから、同年12月28日に解除を実施。

(除染)

- 国直轄除染： 国が除染を実施する除染特別地域については、11市町村全てにおいて除染実施計画を策定。26年度までに、田村市、楡葉町、川内村及び大熊町の全体並びに葛尾村及び川俣町の宅地部分並びに常磐自動車道については、計画に基づく除染が終了し、飯舘村の宅地部分でもおおむね終了。今後は、必要な事後モニタリングを行い、除染効果の維持を確認するなど、除染事業実施後のフォローアップを行うこととしており、その旨の説明を地元にも行っている。残りの市町村についても、復興の動きと連携しながら、除染の加速化・円滑化のための施策を総動員し、しっかりと事業を実施していく。
- 市町村除染： 汚染状況重点調査地域（8県99市町村）においては、市町村において除染実施計画を策定し除染等の措置を実施しており（8県94市町村で計画策定済み）、国は、財政的措置はもとより、技術的支援も行っているところ。
- 除染の加速化や除染で生じる除去土壌等の減容等の推進のために、技術実証事業の公募を実施しており、新技術について効果の評価を行っている。26年度は、除去土壌等の減容化関連等合計10件を対象にして技術実証・評価を実施しており、これまでも有効と認められた新技術については、実際の除染現場で活用されている。

(中間貯蔵)

- 中間貯蔵施設の整備については、26年5月から6月に実施した住民説明会の意見等を踏まえ、7月から8月にかけて、福島県並びに大熊町及び双葉町に財政措置を含む国の考え方の全体像を提示。これを受けて、9月に県知事より施設の建設受入れを容認する旨、大熊・双葉両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達された。その際、搬入には5項目[※]の確認を求められた。9月から10月にかけて、地権者を対象に説明会を合計12回開催。

※5項目の確認事項

1. 県外最終処分の方案の成立
2. 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度
3. 国による搬入ルートの維持管理等及び周辺対策の明確化
4. 施設及び輸送に関する安全性
5. 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意

- これら5項目の確認事項については、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分法制化等を規定する日本環境安全事業株式会社(JESCO)法の一部改正法が26年11月に成立し、12月に施行された。また、関係自治体等から構成される輸送連絡調整会議における意見を踏まえ、11月に輸送基本計画を取りまとめ、同計画に基づき作成された輸送実施計画を27年1月に取りまとめ公表。また、新規かつ追加的な財政措置については、中間貯蔵施設等に係る交付金等を計上した26年度補正予算案が2月に成立した。
- 26年12月に大熊町が、27年1月に双葉町が施設の建設受入れを容認。そして、2月に福島県に対し、搬入に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等を説明し、搬入について速やかな判断を頂けるようお願いした。同年2月25日には、福島県並びに大熊及び双葉両町から搬入の受入れが国に伝達され、福島県、大熊町、双葉町及び環境省の間で安全協定を締結。同時に、両町から搬入開始を同年3月12日以降にすること等について申入れがあり、この申入れを重く受け止め、同年3月13日から搬入を開始すること等を公表。
- その後、3月13日には大熊町、3月25日には双葉町、4月10日には田村市の仮置場から、それぞれパイロット輸送による搬入を開始。今後の課題としては、地権者へのより一層丁寧な説明など用地取得に向けた取組、施設の着実な整備、安全かつ確実な輸送の実現と生活環境の保全などの周辺対策、最終処分に向けた必要な措置の着実な実施等が挙げられる。

(復興支援)

- 26年6月20日に避難指示区域の見直し等を踏まえて「避難解除等区域復興再生計画」を改定。本計画は、「福島復興再生基本方針」に則して、避難解除等区域の復興・再生を推進するため、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に関する内容を規定。復興・再生のための取組を示すこと等を通じ、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民・企業等に提供することとしている。
- また、昨年度に引き続き、子ども被災者支援法に基づく基本方針に定められた被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、支援対象地域に関する事項等に基づき、避難指示区域外から避難した住民への支援を含め、被災者生活支援等施策を実施中。
- 相談員の配置やその活動の支援に向けた取組を進めている。具体的には、福島再生加速化交付金において相談員の育成及び配置や個人線量低減支援のための予算を措置するとともに、相談員の活動を科学的・技術的な面から支援する拠点（放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター）をいわき市に整備し、運営を開始。また、効果的事例の横展開や関係省庁及び県との連携の円滑化の促進など「相談員制度」の効果的な運用のため、27年2月20日に「相談員制度の運用に関する実務者会合」を開催。

(賠償)

- 賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力(株)が賠償を実施している。26年度においては、中間指針第四次追補(25年12月26日決定)に基づき、26年4月14日より移住を余儀なくされた方への一括の精神的損害賠償、7月23日より住居確保に係る損害賠償の受付を開始している。また、同年9月18日より宅地・田畑以外の土地及び立木の賠償、27年2月25日に、個別評価による家財賠償等の受付を開始。現在、27年3月以降の営業損害賠償について、地元関係者からの御意見を踏まえ、検討中。

平成27年度に講じた主な措置

(避難指示区域の見直し)

- 檜葉町において、町との意見交換や住民との対話で出された意見等を踏まえ、様々な復興対策を行い、平成 27 年 9 月 5 日に避難指示解除準備区域の避難指示解除を実施した。
- 帰還困難区域の今後の取扱いについては、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていく。

(除染)

- 国直轄除染： 国が除染を実施する除染特別地域については、11 市町村全てにおいて除染実施計画を策定。平成 28 年 3 月末時点で、田村市、大熊町、檜葉町、川内村、葛尾村、川俣町及び双葉町について、同計画に基づく面的除染が完了。その後、必要な事後モニタリングを行い、除染効果の維持を確認するなど、除染事業実施後のフォローアップを行っており、地元にもその内容を説明している。残りの市町村についても、復興の動きと連携しながら、除染の加速化・円滑化のための施策を総動員し、事業を実施しているところ。
- 市町村除染： 市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域については、8 県 93 市町村において、除染実施計画に基づき、作業が進められており、国は、財政的措置はもとより、技術的支援も行っているところ。
- 国直轄除染、市町村除染ともに除染実施計画に基づく面的除染を平成 29 年 3 月までに完了させるべく、自治体とも連携して全力で取り組んでいく。
- 除染を含めた帰還困難区域の今後の取扱いについては、前述のとおり、政府全体の方針として、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていくこととしている。ただし、復旧・復興のために特に必要性の高い広域的インフラや復興拠点については、個別に除染を実施している。
- 森林については、平成 28 年 3 月に、除染に加え、森林整備等の関係省庁の取組により、住居周辺の里山の再生や、奥山等の林業の再生を進める「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめた。

(中間貯蔵)

- 福島県内の除染に伴い生じた土壌等の中間貯蔵施設については、用地取得の加速化が重要な課題であることから、平成 27 年 11 月に、「地権者説明の加速化プラン」を取りまとめ、現在の作業状況と補償額の提示の見通しを地権者へお知らせしたほか、補償額の算定作業のスピードアップ、連絡先不明の地権者への新聞広告を通じた働きかけや職員の増員などの体制の強化を行った。
- 中間貯蔵施設への除染土壌等の搬入については、安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、平成 27 年 3 月からパイロット輸送を実施し、平成 28 年 3 月にはその検証結果を反映した輸送実施計画を策定した。今後、さらなる道路交通対策の適切な実施や、輸送管理等を行うための総合管理システムの改善・拡張等の具体的な改善策を、段階的な輸送量の増加に応じて、継続的に講じ、安全かつ確実な輸送を実施していくこととしている。
- 今後、平成 28 年 2 月に公表した「平成 28 年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、①平成 28 年度から本格施設の整備に着手し、用地取得を加速化して施設を順次、拡張・展開していくこと、②平成 28 年度から段階的に輸送量を増加していくこととしている。
- さらに、同年 3 月には、中間貯蔵施設に係る「当面 5 年間の見通し」を公表したところ。この見通しでは、用地取得や施設整備に全力を尽くすことにより、平成 32 年度までに、650～1,150ha 程度の用地を確保し、500 万～1,250 万³m 程度の除染土壌等を搬入できる見通しとしており、この見通しに沿って取組を進めることによって、少なくとも、学校や住宅などで現場保管されている除染土壌等に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指し、さらに、用地取得

等を最大限進め、幹線道路沿いにある除染土壌等に相当する量の間蔵施設への搬入を目指すこととしている。

- 中間貯蔵施設に搬入される除染土壌等の処理については、平成 27 年 7 月から、有識者からなる「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」において検討を進め、この検討会の検討結果を受け、平成 28 年 4 月、技術開発・実証、再生利用の推進等を内容とする「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめた。これに基づき必要な措置の着実な実施等を行っていく。

(復興支援)

- 平成 27 年 5 月 7 日に施行された改正福島復興再生特別措置法により、用地買収方式により新市街地を整備する一団地の復興再生拠点整備制度の創設等、帰還を希望する住民の円滑な帰還に資する措置が講じられた。
- 平成 27 年 8 月 24 日、被災事業者の事業再開等の支援のため、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）に基づき、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設した。官民合同チームは、避難指示の対象である 12 市町村の被災事業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺い、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施している。当該訪問結果を踏まえ、官民合同チームの専門家による相談体制の強化、中小事業者への設備投資等の支援を図るため、平成 27 年度補正予算で 228 億円を計上するとともに、人材確保のためのマッチングなどについて平成 28 年度予算で 13 億円を計上した。
- 福島浜通り地域における地域再生の実現を目指し、新技術や新産業を生み出し、働く場を創出する「イノベーション・コースト構想」を推進している。平成 27 年 6 月には、それまでの議論を整理し、各プロジェクトの概要及び目標スケジュール、構想実現に向けた考え方を取りまとめた。これに沿って、平成 27 年 10 月には、廃炉措置に必要な技術を実証する「櫛葉遠隔技術開発センター」の開所式を開催するなど、構想の具体化は着実に進んでいる。また、無人航空機や災害対応ロボット等の実証を行うロボットテストフィールドや、ロボット技術等の共同利用施設の整備等、イノベーション・コースト構想の重点分野を対象とした地域振興に資する実用化開発等を支援するため、平成 28 年度予算として計 145 億円を計上した。
- イノベーション・コースト構想における新エネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を推進するため、平成 28 年 3 月に官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」を開催し、構想の具体化・実現に向けた検討に着手した。
- 平成 27 年 8 月 25 日、子ども被災者支援法に基づく基本方針の変更を行い、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにした。本基本方針に定める被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、支援対象地域に関する事項等に基づき、避難指示区域外から避難した住民に対する支援を含め、被災者生活支援等施策を実施中である。

(賠償)

- 賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 28 年 3 月 25 日現在で、約 5 兆 9,722 億円の支払いが行われている。平成 27 年 6 月の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を踏まえ、東京電力は、避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償について、早期に避難指示が解除された場合においても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた避難指示解除準備区域・居住制限区域全体としての環境整備が必要となる点を踏まえ、解除の時期にかかわらず、事故から 6 年後（平成 29 年 3 月）に避難指示が解除される場合と同等の支払を行うこととし、同年 8 月より追加賠償の受付を開始した。また、東京電力は、避

難指示区域内外の商工業等に係る新たな営業損害賠償についても、上記改訂を踏まえ、同年8月より受付を開始した。

- 平成26年7月から受付を開始している住居確保に係る損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会（平成28年1月28日開催）において住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価が見直されたことを踏まえ、東京電力は、住居確保にかかる費用の賠償における賠償上限金額の見直しを行った。

平成28年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（除染）

- 除染特別地域に指定されている福島県内の全11市町村では環境省が除染作業を実施し、平成29年3月末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域でも、住宅や公共施設等、日々の生活の場における除染作業がおおむね完了した。
- 帰還困難区域については、後述する改正後の福島特措法に基づき、特定復興拠点区域における除染・解体とインフラ整備等とを一体的に進めることとしている。
- 森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林等の除染を実施した。また、里山再生モデル事業について、平成28年9月と12月に計10地区をモデル地区として選定した。

（中間貯蔵）

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地取得を平成28年度から110人体制で進め、地権者へ丁寧に説明している。平成28年度末までに774件、約376haの契約に至るなど、着実に進捗している。また、11月15日には受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備に着手した。
- 除去土壌等を15万 m^3 程度輸送することを目標に中間貯蔵施設への搬入を行った。大熊町及び双葉町の協力を得て、県内の学校等に保管されている除去土壌等について両町の町有地を活用した保管場へ輸送を進める等、同年度末までに累計で約23万 m^3 の除去土壌等を搬入した。
- 12月9日に、平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針として、①平成29年度は約50万 m^3 程度の除去土壌等を輸送し、学校等に保管されているものは優先的に輸送する、②地権者への丁寧な説明を尽くしながら用地取得に全力で取り組む、③平成29年秋頃を目処に土壌貯蔵施設での貯蔵を開始し平成30年度の輸送量に対応する施設を着工する等を公表した。

（避難指示区域の見直し）

- 6月12日に葛尾村、6月14日に川内村の残り全て、7月12日に南相馬市、平成29年3月31日に飯舘村、川俣町、浪江町、同年4月1日に富岡町の避難指示を解除した。
- 8月31日に復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会合で「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定し、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点（特定復興拠点）の整備等について基本的な考え方を示した。
- 上記の考え方を具体化するため、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）において、特定復興拠点の整備計画を県と協議した上で市町村が策定し、国の認定を受けた場合、一団地の復興再生拠点整備制度や道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例を特定復興拠点にお

いても活用可能にする等の方針を示し、必要な措置を盛り込んだ福島特措法改正法案を国会に提出した。加えて、平成 29 年度から、特定復興拠点の復興事業に要する予算・税制等の措置を講じることとした。

(賠償)

- 東京電力が原子力損害賠償を実施、平成 29 年 3 月 24 日時点で、約 7 兆 0,107 億円を支払った。
- 東京電力は、平成 29 年 1 月以降の農林業賠償に係る取扱いについて、損害がある限り賠償するという方針の下、①避難指示区域内は年間逸失利益の 3 倍相当額を賠償し、その後も事故との相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業者の意見も踏まえた方式で適切に賠償する旨、②避難指示区域外は 1 年間を目途に現行の風評賠償を継続し、平成 30 年以降の具体的な在り方について、農林業者の意見も踏まえた上で、平成 29 年末までに確定させ、平成 30 年から適用する旨を決定した。
- 東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会（平成 29 年 1 月 31 日開催）で住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価が見直されたことを踏まえ、賠償上限金額の見直しを行った。

(復興支援)

- 官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災 12 市町村のまち機能の強化に向けた新規創業等を支援するため、第 2 次補正予算で「原子力災害被災地域における創業等支援事業」に 1.5 億円を計上するとともに、被災事業者の自立等支援事業を継続するため、平成 29 年度予算でも 54 億円を計上した。
- 福島浜通り地域における地域再生の実現を目指し、新技術や新産業を生み出し、働く場を創出する「福島イノベーション・コースト構想」を推進し、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（アーカイブ拠点）、国際産学連携等の各拠点の整備を進めている。環境・リサイクル分野、再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化も着実に進んでいる。
- ロボット分野では、4 月 20 日に、福島県が、無人航空機や災害対応ロボット等の実証を行うロボットテストフィールドを南相馬市及び浪江町に整備することを決定した。その整備に向けて、有識者等によるタスクフォースを 3 回開催し、仕様等の詳細検討や基本設計を進めるとともに、認知度向上に資するイベント開催に対する支援を行っている。
- 福島イノベーション・コースト構想の重点分野を対象として、地元企業と進出企業の連携による実用化開発を支援するための予算等と合わせて、平成 29 年度における同構想関係予算として計 101 億円を計上した。併せて、ロボットやエネルギー等の分野を対象に、進出企業のニーズと地元企業のシーズをマッチングするイベント等を開催した。
- 同構想における再生可能エネルギー等のエネルギー分野における成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を 9 月 7 日に決定し、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」実証や、県内におけるスマートコミュニティ構築に向けた取組等を推進するため、平成 29 年度予算において計 527 億円を計上した。
- 帰還困難区域における特定復興拠点区域の整備等に必要な措置や官民合同チームの体制強化のため公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣を可能にするなどの措置を福島特措法改正法案に盛り込むとともに、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、同法案に同構想に係る取組も位置づけた。

(除染)

- 市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、平成 30 年 3 月 19 日に、全ての市町村で面的除染が完了した。
- 森林については、「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林等の除染を実施した。また、里山再生モデル事業について、平成 28 年 9 月と 12 月に計 10 地区、平成 30 年 3 月に 4 地区をモデル地区として選定した。
- 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備（後述）については、これまで双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、既に一部の工事に着手するなど、当該計画に沿って家屋等の解体・除染を進めている。

(中間貯蔵)

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成 29 年度末までに、1,419 件、約 874ha の契約に至るなど着実に進捗してきている。6 月に除去土壌等の分別処理を開始し、10 月には分別した土壌の貯蔵を開始した。平成 29 年度は約 50 万 m³程度の輸送を目標として中間貯蔵施設への除去土壌等搬入を行った結果、同年度末までに累計で約 76 万 m³を搬入した。
- 11 月に「平成 30 年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①平成 30 年度の輸送量は「当面 5 年間の見通し」の最大値である 180 万 m³程度とする、②平成 31 年度もできる限り最大値（400 万 m³）を目指すなどの方針を公表した。

(避難指示区域の見直し)

- 避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成 29 年 4 月 1 日までに大熊町・双葉町を除くすべての避難指示を解除した。
- 帰還困難区域については 5 月に施行された「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」（改正福島特措法）に基づき、5 年を目途に、避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点（特定復興再生拠点）を設けることとなった。これにより、特定復興再生拠点における環境整備に関する特定復興再生拠点区域復興再生計画を市町村が作成し、国の認定を受けることで、同拠点のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進めることが可能となった。これまでに双葉町（9 月 15 日認定）、大熊町（11 月 10 日認定）、浪江町（12 月 22 日認定）、富岡町（平成 30 年 3 月 9 日認定）の計画について認定を行い、一部では整備を開始した。

(賠償)

- 原子力損害賠償紛争審議会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 30 年 3 月 30 日時点で、約 8 兆 1,632 億円を支払った。
- 避難指示区域外の農林業の営業損害賠償等の平成 30 年以降の取扱いについては、12 月に、東京電力と福島県の JA グループ協議会との間で新たな算定方式による風評賠償を平成 31 年以降実施するとし、それまでの間は現行方式による風評賠償を継続するという合意がなされた。
- 地方公共団体が所有する財物の賠償については、9 月の同審査会で公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として「地方公共団体における不動産の賠償について」が取りまとめられたことを踏まえ、平成 30 年 1 月 17 日の同審査会で、東京電力の賠償状況をフォローアップしていくことが確認された。

(復興支援)

- 官民合同チームの体制強化や福島イノベーション・コースト構想の推進等を盛り込んだ、改正福島特措法が5月に公布・施行された。
- 被災12市町村の被災事業者の自立やまち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、平成29年度予算として54億円を措置した。また、自立等支援事業において直ちに故郷に帰還して事業を再生することが難しい帰還困難区域の事業者を対象とした支援内容の拡充や被災12市町村のまちづくりの促進に向けた支援を新たに行うこととした。
- 営農再開を加速させるため、4月から、農業者訪問担当員を拡充し、平成28年度に実施した認定農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明を行っている。
- 官民合同チームの体制を強化するため、改正福島特措法に基づき、7月から（公社）福島相双復興推進機構へ国の職員として経済産業省・農林水産省の職員を派遣している。
- 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、7月に関係閣僚会議を開催するとともに、関係省庁や関係自治体等が参画し、同構想の推進に関する基本的な方針を共有するため、11月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に創設した分科会を開催するなど、推進体制を強化した。
- 平成29年度の関連予算として計101億円を措置するとともに、平成30年度予算では、拠点の整備や、地元企業と進出企業が連携して取り組む実用化開発等に加え、構想の具体化に向けたプロジェクト創出や関係主体間の連携促進等を支援するため、計135億円を計上した。併せて、医療機器、ロボットや廃炉・放射線分野を対象に、進出企業と地元企業をマッチングするイベント等を開催した。
- 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」「貯め・運び」「使う」実証や、県内のスマートコミュニティ構築に向けた取組等を推進するための会計予算として、平成29年度予算で計527億円を措置するとともに、平成30年度予算として計638億円を計上した。

平成30年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

（除染）

- 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備（後述）については、これまで双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、同計画に沿って家屋等の解体・除染を実施している。
- 森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の対象として選定した14地区のうち、平成29年度までに7地区、平成30年度に新たに5地区で除染作業に着手した。

（中間貯蔵）

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成30年度末までに、1,689件、約1,114haの契約に至るなど着実に進捗してきている。平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。平成30年度は180万 m^3 程度の輸送を目標として中間貯蔵施設への除去土壌等搬入を行った結果、年度末までに累計で約262万 m^3 を搬入した。
- 12月に「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①令和3年度までに、県内に仮置きされている除染土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入のおおむね完了を目指す、②これに向けて、令和元年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、400万 m^3 程度を輸送するなどの方針を公表した。

- 除去土壌等の最終処分に向けた取組については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、再生利用実証事業などの取組を進めている。

(避難指示区域の見直し)

- 平成 31 年 3 月 26 日に、国・福島県・大熊町で避難指示解除に係る協議を行い、同年 4 月 10 日に同町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示を解除することに合意した。
- 帰還困難区域については、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（改正福島特措法）に基づき、5 年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点（特定復興再生拠点）を設けることとなった。これにより、特定復興再生拠点における環境整備に関する特定復興再生拠点区域復興再生計画を市町村が作成し、国の認定を受けることで、同拠点のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進めることが可能となった。これまでに双葉町（平成 29 年 9 月 15 日認定）、大熊町（同年 11 月 10 日認定）、浪江町（同年 12 月 22 日認定）、富岡町（平成 30 年 3 月 9 日認定）、飯舘村（同年 4 月 20 日認定）、葛尾村（同年 5 月 11 日認定）の計画について認定を行い、整備を開始した。

(賠償)

- 原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 31 年 3 月 29 日時点で、累計約 8 兆 9,620 億円を支払った。
- 避難指示区域外の農林業の営業損害賠償等の平成 30 年以降の取扱いについては、8 月に、東京電力と福島県の JA グループ協議会との間で継続して検討していた項目について合意に至り、新たな算定方式による風評賠償を平成 31 年以降実施することとなった。
- 地方公共団体が所有する財物の賠償については、平成 29 年 9 月の同審査会で公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として「地方公共団体における不動産の賠償について」が取りまとめられたことを踏まえ、東京電力は、平成 30 年 3 月に賠償方針を示し、同年 4 月から請求の受付を開始している。同審査会において、東京電力の賠償状況をフォローアップしている。

(復興支援)

- 被災 12 市町村の被災事業者の自立やまち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、平成 30 年度予算として 16 億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支援を被災 12 市町村すべてで実施した。
- 官民合同チームは、平成 31 年 3 月末までに約 5,200 の事業者及び約 1,500 の農業者を個別訪問した。
- 福島イノベーション・コースト構想については、福島県が策定した重点推進計画を 4 月に内閣総理大臣が認定した。7 月には「福島ロボットテストフィールド」の一部開所や「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設が始まるなど、具体的な取組が進展している。12 月には「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置している分科会を開催し、自立的・持続的な産業発展に向けた議論を開始し、平成 31 年 3 月には、同協議会において、今後の方向性を提示して議論を深めた。平成 30 年度の関連予算として計 135 億円を措置するとともに、令和元年度予算では計 126 億円を計上した。
- 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」「貯め・運び」「使う」実証や、県内のスマートコミュニティ構築に向けた取組等を推進するための関連予算として、平成 30 年度予算で計 638 億円を措置するとともに、令和元年度予算では計 673 億円を計上した。

(除染)

- 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備については、これまで双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、同計画に沿って家屋等の解体・除染を実施している。
- 森林については、「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の対象として14地区を選定し、令和2年1月には、モデル事業の成果や課題等について中間取りまとめを実施した。また、令和2年3月までに11地区で事業を完了した。

(中間貯蔵)

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、令和元年度末までに、1,759人、約1,164haの契約に至るなど着実に進捗してきている。令和2年3月には双葉町減容化施設の稼働を開始し、同施設で発生した灰の廃棄物貯蔵施設へ貯蔵を開始した。中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、年度末までに累計で約668万 m^3 を搬入した。
- 令和2年1月に「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する、②令和3年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す、③これに向け、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、令和2年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する、などの方針を公表した。
- 除去土壌等の最終処分に向けた取組については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、再生利用実証事業などの取組を進めている。

(避難指示区域の見直し)

- 避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、令和2年3月までに、全ての避難指示を解除した。
- 帰還困難区域については、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域においてインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進める帰還環境整備を開始しており、令和2年3月には、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を、帰還困難区域として初めて行った。これを受け、JR常磐線の全線で運転再開となった。

(賠償)

- 原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、令和2年3月31日時点で、累計約9兆4,836億円を支払った。
- 避難指示区域内の新たな農林業の営業損害賠償等について、平成31年初頭より、東京電力と福島県のJAグループ協議会との間で協議を重ね、令和2年以降に実施することとなった。
- 損害賠償請求権の消滅時効に係る広報等のため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのリーフレットの配布や、政府広報ラジオによるお知らせ等を実施した。

(復興支援)

- 被災12市町村の被災事業者の自立やまち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、令和元年度予算として約16億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支

援を被災市町村で実施した。なお、官民合同チームは、令和2年3月末までに約5,400の事業者及び約1,900の農業者を個別訪問した。

- 12月に、復興・創生期間後も見据え、浜通り地域等が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向けて国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を、復興庁・経済産業省・福島県が策定した。
- 福島イノベーション・コースト構想については、具体的な取組が進展しており、同構想の中核を担う拠点である「福島ロボットテストフィールド」や、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が、令和2年3月に全面開所した。令和2年度関連予算として計69億円を計上した。
- 福島新エネ社会構想に基づく関連予算として、令和元年度予算で計673億円を措置するとともに、令和2年度予算では計628億円を計上した。

令和2年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書、環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

(除染)

- 特定復興再生拠点区域について、6町村全てで計画に沿って、家屋等の解体・除染を実施中。
- 森林については、14地区で実施してきた里山再生モデル事業について、令和2年11月に成果や課題等の最終取りまとめを公表した。また、令和2年度以降は「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施している。

(中間貯蔵)

- 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、令和3年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指し、令和2年度末までに累計で約1,055万 m^3 の輸送を実施した。
- 福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けた取組については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等を確認した。

(避難指示区域の見直し)

- 令和2年12月25日の原子力災害対策本部において、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みを決定した。

(賠償)

- 原子力損害賠償については、令和2年度末時点で、累計約10兆0,046億円の支払が行われている。また、令和2年5月に避難指示区域内における農林業者への賠償の基本的枠組みの合意に至った。

(復興支援)

- 「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた福島県の重点推進計画の変更認定及びそれを踏まえた自立的・持続的な産業発展等の取組を進めている。

- 福島新エネ社会構想については、令和3年4月に本構想の第2フェーズを迎えるに当たり、このフェーズを、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開のフェーズとすることを旨し、令和3年2月に改定した。

提言 4 : 電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

基本的な対応

- 原子力規制委員会は被規制者等との面談等のルールを定め、情報公開を徹底。原子力事業者等が平成 24 年に設立した「原子力安全推進協会（JANSI）」において事業者間の相互監視体制を構築。
- 原子力産業界での連携を強化し、原子力発電所の安全性を更に高い水準で結び付けていくため、原子力事業者に加え、メーカー及び関係団体も含めた組織として、「原子力エネルギー協議会（ATENA）」を平成 30 年に設立。
- 東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原賠機構）と共同作成した特別事業計画等に基づき、履行に向けて、組織改編などガバナンス体制の再構築を推進。「原子力改革特別タスクフォース」における危機管理の取組の「原子力改革監視委員会」による監視監督、放射線に関する全データを公開など、福島への責任の貫徹等に尽力。
- 廃炉・汚染水対策のための体制を強化し、引き続き事業者に加え国も前面に立って対策を実施。汚染水対策については、予防的かつ重層的な対策を実施。廃炉を着実に進められるよう、平成 26 年 5 月に原賠機構に「事故炉の廃炉支援業務」を追加。平成 28 年 4 月より「櫛葉遠隔技術開発センター」（櫛葉町）、平成 30 年 3 月より「大熊分析・研究センター」（大熊町）の運用を開始。
- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施等を要求。労働基準監督機関は、実施状況の確認や必要な指導を実施。

提言 4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 原子力規制委員会委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談について透明性確保に関するルールを設定。平成 25 年 2 月、被規制者等との面談は、その内容にかかわらず原則として 2 人以上での対応を義務づけることなどルールを厳格化。

平成 26 年度に講じた主な措置

(原子力の自主的かつ継続的な安全性向上)

- 事故を経験した我が国は、規制水準さえ満たせば原発のリスクがないとする「安全神話」と決別し、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上により、世界最高水準の安全性を不断に追求していくべきとの問題意識の下、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会の下に「原子力の自主的安全性向上に関するワーキンググループ」を設置。25 年 7 月から 26 年 3 月まで、原子力の自主的かつ継続的な安全性向上についての議論が行われ、26 年 5 月 30 日に提言が示された。

- この提言を受け、各事業者より自主的安全性向上の取組が発表されるとともに、原子力産業界全体の取組として、原子力の自主的安全性向上に必要な確率論的リスク評価等の研究開発の拠点となるとともに、電気事業者による研究成果の活用等を促す原子力リスク研究センターが26年10月に設立された。
- 米国原子力産業界の自主的安全性向上推進機関である原子力発電運転協会（INPO: Institute of Nuclear Power Operations）のベストプラクティスを導入すべく、我が国の原子力事業者等により設立された(一社)原子力安全推進協会（JANSI: Japan Nuclear Safety Institute）は、事業者が行う安全性向上対策や原子力施設に対する評価、提言、勧告及び支援を行っている。

平成27年度に講じた主な措置

（原子力の自主的かつ継続的な安全性向上）

- 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、「原子力事業者を含む産業界は、自主的に不断に安全を追求する事業体制を確立し、原子力施設に対する安全性を最優先させるという安全文化の醸成に取り組む必要がある」とされたこと等を踏まえ、「総合資源エネルギー調査会 原子力小委員会 自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ」において、産業界が行う自主的安全性向上に係る取組を共有及び調整し、改善すべき内容の取りまとめを行うこととされた。
- 同ワーキンググループにおいては、海外有識者をプレゼンターとして迎え、国外の知見を積極的に取り込むとともに、電気事業者、メーカー、原子力リスク研究センター（NRRC）、原子力安全推進協会（JANSI）等から、安全性向上に向けた各主体の具体的な取組の報告を求め、電気事業者、メーカー、産業界団体、学会、政府等により、原子力の自主的安全性向上の取組がどのように進められてきたかを総点検し、横断的な課題や各主体の取組の改善点を示す「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」が平成27年5月27日に取りまとめられた。

平成29年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（被規制者との安全性向上に係る意見交換）

- 平成26年10月から、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。
- 平成29年度は、事業者が自主的に行っている安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組、規制制度の改善に向けた検討を行うための事業者からの発案等を主な論点として、10事業者と意見交換を行った。
- 円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資すべく、平成29年1月から主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を実施している。平成29年度は4回実施し、高エネルギーアーク損傷（HEAF）に係る規則等の改正に係る議論や株式会社神戸製鋼所のデータ改ざん問題に関する事業者の対応状況の聴取等を実施した。

(被規制者との安全性向上に係る意見交換)

- 平成 26 年 10 月から、原子力事業者の安全性向上への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。平成 30 年度は、安全性向上に係る取組や改善事項案等を主な論点として、5 事業者と意見交換を行った。
- 円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資するべく、平成 29 年 1 月から主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を実施している。平成 30 年度は 2 回実施し、新検査制度の対応状況など原子力を取り巻く課題について意見交換を実施した。
- また、担当者レベルでの技術的意見交換の場を設けることについても合意があったことを踏まえ、原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 4 日）において被規制者等との担当者レベルでの技術的意見交換を行う場を設けることとした。

(被規制者との安全性向上に係る意見交換)

- 平成 26 年 10 月から、原子力事業者の安全性向上への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。令和元年度は、安全性向上に係る取組や改善事項案等を主な論点として、11 事業者と意見交換を行った。
- 被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、令和 2 年 2 月より、被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の本格的な運用を開始した。

提言 4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた
不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 平成 24 年 11 月、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、常に世界最高水準の安全性を追求するため、原子力事業者等により「一般社団法人原子力安全推進協会[※]」が設立。
※主な取組：①安全性向上対策の評価と提言・勧告および支援、②原子力施設の評価と提言・勧告および支援、③これらの活動を支えるための諸活動（トラブル情報分析、規格基準作成、人材育成等）の実施

平成 28 年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書)

(リスク情報の活用)

- NRRC と事業者が連携して、リスク評価や外部事象評価に係る、安全対策上の土台となる研究を推進。7 月 1 日、NRRC に「リスク情報活用推進チーム」を設置し、リスク情報を活用した意思決定に向けた PRA 活用等のロードマップ策定や実施体制の整備を行っている。
- 原子力事業者は、PRA 手法の高度化に向け、伊方原子力発電所 3 号機をパイロットプラントに選定し、平成 27 年 1 月から継続して研究開発と実機への適用に取り組んでいる。平成 28 年度からは柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号機についても同様の取組を開始した。
- 国による委託研究として、平成 26 年度から引き続き、NRRC が、伊方原子力発電所 3 号機のデータを活用し、地震 PRA の高度化に取り組んだ。

(自主規制機関の取組)

- JANSI が、①川内原子力発電所及び高浜原子力発電所におけるピアレビュー、②稼働中の原子力発電所の安全確保活動を評価する仕組みの導入と、運転実績指標等に基づく評価、③再稼働における事業者支援として、JANSI 策定の「再稼働ガイドライン」に基づく伊方原子力発電所に対する準備状況レビュー等（平成 27 年 11 月から平成 28 年 9 月まで）と玄海原子力発電所に対する支援（平成 28 年 12 月開始）、を実施した。

(「原子力と安全ワークショップ」の開催)

- 「継続的な原子力の安全性向上のための自律的システム」（事業者による安全性向上の取組を継続的なものとするために必要なステークホルダー間の関係性）の在り方等を議論するために、平成 29 年 2 月 23 日、専門家を世界各国から招聘する形で、ワークショップを開催した。

平成 29 年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書)

(リスク情報の活用)

- 平成 30 年 2 月 8 日、原子力発電事業者は NRRC の協力の下、「リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン」を策定し、リスク情報を活用した意思決定プロセスを取り入れていく方針を表明するとともに、NRRC や JANSI など産業界との協力の下、平成 32 年までに実施していく取組について記載した。

- PRA 手法の高度化に向けたパイロットプラントプロジェクト（伊方発電所3号機、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機）については、海外専門家による PRA ピアレビューを3回ずつ実施し、得られたコメントへの対応方針の検討を行った。
- 国による委託研究では、NRRC が浜岡原子力発電所4号機のデータを活用し、津波 PRA の高度化を開始した。

（自主規制機関の取組）

- JANSI が、①東通原子力発電所、福島第二原子力発電所及び島根原子力発電所におけるピアレビュー、②ピアレビュー結果の発電所総合評価システムにおける評価への反映、③再稼動における事業者支援として、JANSI 策定の「再稼動ガイドライン」に基づく玄海原子力発電所及び大飯発電所において準備状況レビュー等を実施した。

（業界内での取組）

- 今後、業界大での連携を強化し、現場の安全性を更に高い水準で結び付けていくため、産業界に新たに必要となる機能について、国の審議会で議論を行った。

平成 30 年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書）

（リスク情報の活用）

- 原子力リスク研究センター（NRRC）は、原子力事業者が平成 30 年 2 月に策定した「リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン」の方針の下、確率論的リスク評価（PRA）手法の現場での活用・実践に係る支援活動を行っている。
- PRA 手法の高度化に向けたパイロットプラントプロジェクト（伊方発電所3号機、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機）については、海外専門家による PRA ピアレビューを3回実施し、得られたコメントへの対応方針の検討を行った。
- 国による委託研究では、NRRC が浜岡原子力発電所4号機のデータを活用し、津波 PRA の高度化を前年度に引き続き実施した。

（自主規制機関の取組）

- JANSI は、①伊方発電所、柏崎刈羽原子力発電所、川内原子力発電所及び敦賀発電所におけるピアレビュー、②運転実績及び安全向上活動に係る指標データに基づく発電所の評点付け、③ JANSI 策定の「原子力発電所における長期停止後の再稼動に関するガイドライン」に基づく玄海原子力発電所及び大飯発電所に対する支援を実施した。

（原子力産業界での取組）

- 原子力産業界での連携を強化し、原子力発電所の安全性を更に高い水準で結び付けていくため、原子力事業者に加え、メーカー及び関係団体も含めた原子力産業界の組織として、原子力エネルギー協議会（ATENA）を平成 30 年 7 月に設立した。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書）

（リスク情報の活用）

- 原子力リスク研究センター（NRRC）は、①確率論的リスク評価（PRA）手法の現場での活用・実践に係る支援活動、②PRA 手法の高度化に向けたパイロットプラントプロジェクト（伊方

発電所3号機、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機)についての海外専門家によるPRA専門家レビューと得られたコメントへの対応方針の検討、③浜岡原子力発電所4号機のデータを活用した津波PRAの高度化、などを行った。

(自主規制機関の取組)

- JANSIは、①柏崎刈羽原子力発電所、志賀原子力発電所、大飯発電所におけるピアレビュー、②運転実績及び安全向上活動に係る指標データやピアレビューに基づく発電所の評点付けとその結果のJANSI会費への反映、③原子力産業界の安全性向上に大きく貢献した発電所の活動の表彰、などを行った。

(原子力産業界での取組の強化)

- ATENAは、①米国原子力エネルギー協会との技術協力協定の締結、「原子力規制監査において活用する安全実績指標(PI)に関するガイドライン」の発行、②「サイバーセキュリティ対策導入自主ガイド」の発行、③「国内原子力発電所における非常用ディーゼル発電機不具合の傾向と改善策について」の発行、④ATENAフォーラム2020の開催、などを行った。

令和2年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書)

(自主組織機関の取組)

- JANSIは、東京電力柏崎刈羽原子力発電所、北陸電力志賀原子力発電所及び関西電力大飯発電所など、13発電所で延べ21回ピアレビューを実施。(令和3年3月時点)
- また、原子力産業界の安全性向上に大きく貢献した発電所の活動について表彰を実施。

(原子力産業界での取組の強化)

- 安全な長期運転に向け、令和2年9月にATENAが「設計の経年化評価ガイドライン」等を発行し、当該ガイドラインに基づく取組を原子力事業者に対して求めている。

提言4 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

平成24年度に講じた主な措置

- 東京電力は、平成24年5月に認定された総合特別事業計画に基づき、委員会設置会社へ移行するなど外部人材を中心としたガバナンス体制を導入。また、「内部規制組織」の設置^{*}などを盛り込んだ原子力安全改革プランを平成25年3月に公表。政府としては、東京電力の改革が進んでいくよう引き続き促していく。
※原子力安全監視室の設置：①責任者を社外から招へい、②原子力安全に関する活動を執行側と独立した立場から評価し、執行側に対して監視、助言等を実施。
- 東電福島第一原発においては、停電による使用済燃料プールの冷却停止や地下貯水槽から汚染水の漏えいなど事故・トラブルが相次いでいる状況にあり、その再発防止が喫緊の課題。こうした状況を踏まえ、平成25年4月に経済産業大臣及び原子力規制委員会委員長からそれぞれ安全管理対策の徹底等を指示。引き続き、一日も早く廃炉を完了できるよう全力で取り組むこととしている。

平成25年度に講じた主な措置

(廃炉・汚染水対策)

- 福島第一原子力発電所における事故以降、流入する地下水によって毎日増加する汚染水への対応を継続してきたが、未だ解決には至っておらず、深刻化する汚染水問題を根本的に解決することが急務。
- 東京電力は、多発する汚染水漏えい等のトラブルに対して、以下の取り組みを実施。
 - ・ **ガバナンス体制**：25年5月に取締役会の直下に原子力安全監視室を設置、執行側から独立した第三者の立場から執行側の原子力事業の運営を評価し、取締役会に報告する体制を確立。26年4月には、廃炉・汚染水対策に係る人的・資金的リソースを社内ですっかり担保するため、福島第一廃炉推進カンパニーを組織。
 - ・ **危機管理体制**：25年8月に社長直轄の「汚染水・タンク対策本部」を設置、汚染水問題に対する意思決定の迅速化とリソースの集中投入により体制を強化。11月に、東京電力は、福島第一原子力発電所での廃炉作業や汚染水・タンク問題対策の加速化、信頼性向上を目的として、「福島第一原子力発電所の緊急安全対策」を策定し、中長期の作業員確保に配慮した随意契約の採用による請負工事発注方式の見直しを行うとともに、平成26年1月に策定した新・総合特別事業計画の中で、①労務管理を抜本的に改善し、現場作業の加速化と作業性を向上するとともに、②マネジメントの改善と体制の強化による安全と品質の確保等を実施。
 - ・ **情報開示体制**：25年4月に社長直轄の「ソーシャル・コミュニケーション室」を設置し、リスクやトラブル発生時の迅速かつ適切な情報開示の促進等を実施。また、「通報基準・公表方法」等を整備するとともに、海外への情報発信を抜本的に強化・改善^{*}。
※リスクコミュニケーターによる在京大使館への訪問説明や海外向けHPの改訂等を実施。
- 政府は、多発する汚染水漏えい等のトラブルに対して、以下の取組を実施。
 - ・ 25年9月に汚染水対策の基本方針（汚染源を取り除く、汚染源に水を近づけない、汚染水を漏らさない）を盛り込んだ「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」等を原子力災害対策本部決定。原子力災害対策本部の下に「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」を設置する等体制を整備し、汚染水問題に係る具体的な対策を検討。また、12月には、廃炉・汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策として「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」を原子力災害対策本部決定。

- ・ 福島第一原子力発電所の近郊に、「廃炉・汚染水対策現地事務所」を設置し、関係省庁から福島第一原子力発電所の現場に常駐する職員も含めて国としての体制を強化。
 - ・ 東京電力に対して、経済産業大臣からの再発防止・信頼回復への取組を指示。
- 原子力規制委員会は、多発する汚染水漏えい等のトラブルに対して、規制当局として以下の取組を実施。
- ・ 25年8月に汚染水対策について「汚染水対策検討ワーキンググループ」を設置。東京電力による汚染水流出防止対策等の実施状況についての評価や必要な技術的助言を行い、現地においても放射線計測に関する技術的指導・助言を実施。
 - ・ 「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」に規制当局として参加し、技術的・専門的な助言を実施。
 - ・ 25年10月及び26年3月に原子力規制委員会委員長が東京電力代表執行役社長と面談し、職場環境の改善等を要請。
- 今後、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(25年6月原子力災害対策本部・東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議決定)」や、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」を踏まえた廃炉・汚染水対策を、引き続き着実に実施。
- 30年から40年程度かかると見込まれる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、国が前面に立って、より着実に廃炉を進められるよう、技術的観点から、支援体制を強化する必要がある。このため、「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称し、その業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定めた原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案を26年2月に第186回国会に提出し、5月に成立した。

平成26年度に講じた主な措置

(ガバナンス体制)

- 東京電力(株)のガバナンス体制について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、東京電力(株)が自律的な運営体制へ段階的に移行する適否を判断する基準として、28年度までの3年間で東電が達成すべき目標である『経営評価の基準』を26年3月に策定。
- 特に、廃炉・汚染水対策について、25年9月に原子力災害対策本部において決定した、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」という3つの基本方針を盛り込んだ「汚染水問題に関する基本方針」に基づき、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を実施することとしている。また、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備を進めており、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設(モックアップ施設)については、平成26年9月に、日本原子力研究開発機構(JAEA)が「櫛葉遠隔技術開発センター」の建設工事に着工。

(危機管理体制)

- 東京電力(株)の危機管理体制について、26年4月に組織した福島第一廃炉推進カンパニーの体制の下、廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に進めることとしている。27年1月に発生した重大な人身災害を踏まえ、安全総点検を実施。具体的には、「意識、手順、設備」の3つの観点から、現場及び手順書の確認是正を作業毎に実施。

(情報開示体制等)

- 東京電力(株)の情報開示体制について、「明確な根拠が示せない状況であっても、そのリスク及び最悪のシナリオについて迅速に率直に言及する」ことを基本方針として、リスクコミュニケーションによる立地地域の方々への説明等を継続。26年7月からは現場からの情報発信の強化を目的に福島第一廃炉推進カンパニーでの定例会見を開始。また伝わる広報の実現に向け東京電力ホームページにて、技術者による分かり易い解説、動画配信等を実施。
- こうした中、27年2月に福島第一原子力発電所におけるK排水路に関する情報公開の問題が発生。3月6日に公表されたデール・クライン原子力改革監視委員会[※]委員長の提言内容を踏まえ、3月30日開催の第8回原子力改革監視委員会にて、「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方」の見直しについて報告を実施（報告内容は、新たな情報公開の仕組み、コミュニケーションに関する組織の在り方等、地域のステークホルダーとの対話の充実。）
[※]原子力改革監視委員会：国内外の有識者から構成される東京電力株式会社取締役会の諮問機関。

（廃炉・汚染水対策）

- 原子力規制委員会は、昨年度に引き続き、東京電力(株)の作業の進捗状況に応じ、38件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況の検査も行い、東京電力(株)の取組を監視している。
- 特定原子力施設監視・評価検討会においては、昨年度に引き続き、地下水流入に起因するタービン建屋等の内部に滞留する高濃度の汚染水への東京電力(株)の取組（海水配管トレンチ汚染水対策工事等）について、議論を行った。
- 原子力規制委員会が実施計画の遵守状況の検査によって確認を行っていた東京電力(株)による4号機使用済燃料プールからの使用済燃料等取出しについては、26年12月22日に全ての燃料の移送が完了。
- 原子力規制委員会としても、福島第一原子力発電所におけるK排水路に関する情報公開の問題については、第59回原子力規制委員会臨時会議（平成27年2月27日）において、社内のコミュニケーション不足等について改善するよう指摘した。

平成27年度に講じた主な措置

（ガバナンス体制）

- 東京電力のガバナンス体制について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、東京電力が自律的な運営体制へ段階的に移行する適否を判断する基準として、平成28年度までの3年間で東京電力が達成すべき目標である『経営評価の基準』を平成26年3月に策定した。具体的には、恒久的な事故対応体制の構築と福島復興という「責任」と競争環境下における新たな電力事業モデル構築による「競争」の両立を基本として、東京電力グループ全体として廃炉・汚染水対策のために十分な体制を確保するとともに、最後の一人まで賠償を貫徹し、福島復興の責務等を全うしていること等について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が政府と協議の上、平成28年度末に「経営評価」を行うこととしている。平成28年度末の「経営評価」に向けて、平成27年7月には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、平成26年度における進捗状況についての中間レビューを取りまとめた。

（危機管理体制）

- 東京電力の危機管理体制について、平成26年4月に組織した福島第一廃炉推進カンパニーの体制の下、廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に進めることとしている。平成27年1月に発生した重大な人身災害を踏まえ、安全総点検を実施した。具体的には、「意識、手順、設備」の3つの観点から、現場及び手順書の確認是正を作業ごとに実施した。

(情報開示体制等)

- 平成 27 年 2 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所における K 排水路に関する情報公開の問題を受け、リスクの総点検を東京電力に指示した。これ以降、東京電力福島第一原発の敷地境界外に影響を与える可能性があるリスクを広く対象として、国も主体的に関与し、リスク低減に向けた課題を詳細かつ体系的に整理し、東京電力は、平成 27 年 4 月に公表した。また、同年 3 月には、東京電力は「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方」の見直しについて報告を実施した。これに基づき、平成 27 年 4 月以降、東京電力は放射線に関するデータの公開範囲を順次拡大し、平成 27 年 8 月以降、放射線に関する全データを公開している。

(廃炉・汚染水対策)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、平成 27 年 6 月に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において改訂した「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、各種対策の進捗管理や研究開発の支援等、引き続き、国も前面に立って対策を進めている。
- 廃炉対策については、平成 27 年 2 月から 9 月にかけて、宇宙線ミュオンを用いた原子炉内部の状況調査が実施され、1号機の炉心位置に、1m を超えるような大きな燃料の塊は確認できなかったことが確認された。平成 27 年 4 月には 1号機原子炉格納容器内へ遠隔操作ロボットが投入され、内部の撮影や線量の計測等が行われた。また、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備を進めており、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として、「櫛葉遠隔技術開発センター」（福島県双葉郡櫛葉町）を平成 27 年 10 月に開所した。
- 汚染水対策については、平成 25 年 9 月に原子力災害対策本部において決定した「汚染水問題に関する基本方針」に基づき、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」という 3 つの基本方針に沿って、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を実施することとしている。
 - ・ 汚染源を「取り除く」対策： 多核種除去設備（ALPS）等により平成 27 年 5 月にタンク内の高濃度汚染水の処理を一旦完了した。加えて、海水配管トレンチ内については高濃度汚染水の除去・トレンチ内の充填を全て完了し、リスクの大幅な低減が図られた。多核種除去設備等で処理した水については、トリチウム分離技術の検証など、国内外の叢智を結集し、平成 28 年度上半期までに、その長期的取扱いの決定に向けた準備を開始する。
 - ・ 汚染源に水を「近づけない」対策： 建屋のより近傍で地下水をくみ上げ、浄化して海洋に排出するサブドレンの運用を平成 27 年 9 月から開始し、建屋への地下水流入量は約 300m³/日から約 200m³/日に抑制された。また、雨水の土壌浸透を防ぐ広域的な敷地舗装（フェーシング）についても、平成 27 年度内に施工予定箇所の 9 割のエリアで工事を完了した。加えて、凍土方式の陸側遮水壁については、平成 28 年 3 月に原子力規制委員会の認可を得て、凍結を開始した。
 - ・ 汚染水を「漏らさない」対策： フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへのリプレースを進めるとともに、万一の漏えいにも備えてタンク周囲には二重の堰を設置した。平成 27 年 10 月には、海側遮水壁の設置工事が完了したことで、放射性物質の海洋への流出が大幅に低減し、港湾内の水質の改善傾向が確認されている。
- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、電離放射線障害防止規則において、事業者に対し、線量の測定、記録などを義務づけている。また、東京電力福島第一原子力発電所においては、中長期ロードマップ及びガイドラインにより、東京電力などに対して、工事の発注段階から被ばく低減対策を検討し、その内容を施工計画に盛り込むこと等により、効果的な被ばく線量の低減措置を実施するとともに、被ばく線量情報を一元的に管理することを求めている。労働基準監督機関は、これらによる被ばく線量管理の実施状況の確認を行い、必要な指導を行っている。

- 原子力規制委員会は、東京電力の廃炉・汚染水対策の進捗状況について、昨年度に引き続き、東京電力の作業の進捗状況に応じ、42件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況の検査も行い、東京電力の取組を監視している。
- また、事故から5年が経過しようとする中で、様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと認識し、平成28年3月2日の原子力規制委員会において、廃炉作業の状況等を踏まえ、「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成28年3月版）」を決定した。

平成28年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

（ガバナンス体制）

- 平成28年度末の「経営評価」に向けて、5月に原賠機構が平成27年度における進捗状況についての中間レビューを取りまとめた。なお、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）において、廃炉・汚染水対策は東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たすことが必要であり、国は必要な制度整備等を行うこととされた。
- これを踏まえ、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（事事故事業者）に対して、廃炉に必要な資金の機構への積立てを義務づける等の措置を講ずることを盛り込んだ「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」を平成29年2月7日に第193回国会に提出した。
- 東京電力ホールディングスは、柏崎刈羽原子力発電所の免震重要棟の耐震性に係る審査への一連の対応を通じて、地元等から厳しい指摘を受けた。この問題について、審査対応の観点は当然のこと、組織体質・ガバナンスの問題として捉え、その本質的な改善を進めることとした。

（危機管理体制）

- 東京電力福島第一原子力発電所において、12月4、5日に発生した人為的なミスによる冷却水トラブルを踏まえ、東京電力は、再発防止策として、作業員の教育強化や物理的防護など、ソフト・ハード両面からの、短期・中長期の対策を行っている。

（情報開示体制等の再構築）

- 東京電力ホールディングスは、放射線に関する全データの公開に加え、7月より敷地境界付近のダストモニタ測定値について、10月より港湾口海水モニタ測定値についてリアルタイム公開を開始した。また、平成29年2月より1～3号機の原子炉圧力容器・原子炉格納容器の温度、原子炉格納容器内の放射能・水素濃度のリアルタイム公開を開始している。

（廃炉・汚染水対策）

- 汚染源に水を「近づけない」対策では、凍土方式の陸側遮水壁について、平成28年3月31日に原子力規制委員会の認可を得て凍結を開始し、同年10月9日には海側の凍結が完了した。山側についても未凍結としていた7箇所のうち、平成29年3月までに6箇所の凍結が開始されており、凍結完了に向けて原子力規制委員会の認可を得ながら、作業を進めていく。
- 汚染水を「漏らさない」対策では、フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへのリプレースを進めるとともに、タンク周囲には二重堰を設置し、側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1日4回のパトロール等の実施により、万一の漏えいに備えている。

- 汚染源を「取り除く」対策では、汚染水処理対策委員会の下に設置したトリチウム水タスクフォースにおいて、多核種除去設備等で処理した水の技術的な評価結果を6月に取りまとめた。風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を進めるため、9月27日、同委員会の下に「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」を設置し、11月11日より議論を開始した。
- 廃炉対策については、燃料デブリの取り出しに向け、取り出し工法の研究開発を進めるとともに、原子炉や格納容器の内部状況のできる限りの事前把握を最優先課題として取り組んでいる。平成28年3月から7月にかけて、宇宙線ミュオンを用いた2号機原子炉内部の状況調査が実施され、圧力容器底部に燃料デブリと考えられる高密度の物質の存在が確認された。平成29年1月から2月にかけて、2号機原子炉格納容器内へカメラや遠隔操作ロボットを投入する調査を実施しており、多くの画像や、放射線量、温度データの実測値等を取得し、廃炉に向けた大きな一歩になった。また、同年3月には、1号機においても原子炉格納容器内へ遠隔操作ロボットを投入し、放射線量や画像データを取得。これらのデータを分析・評価している。平成29年に、3号機においても遠隔操作ロボットを投入し、より詳しい情報の収集を進めるとともに、こうした調査等の結果を踏まえ、号機毎の燃料デブリ取り出し方針を決定することとしている。
- 廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備を進めており、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として、「櫛葉遠隔技術開発センター」（福島県双葉郡櫛葉町）が、4月1日より本格運用を開始した。
- 東京電力の廃炉・汚染水対策については、原子力規制委員会が、東京電力の作業の進捗状況に応じ、28件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況の検査も行い、東京電力の取組を監視している。
- 「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」について、1,2号機排気筒の上部解体時期、メガフロートの対策時期等の特定原子力施設監視・評価検討会で明確になった工程等を踏まえ、原子力規制委員会（平成28年12月14日）で改正を行った。

平成29年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

（ガバナンス体制）

- 5月、原賠機構は「新・総合特別事業計画」に基づき平成28年度末時点での東京電力の経営状況に関する評価（2016評価）を行い、これらの評価結果等を踏まえ、東京電力と共同で「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」を策定し、国は同月に認定を行った。
- 同計画における取組の一環として、東京電力は、平成30年3月、新潟県において地元本位の経営を実践するための基本姿勢を示した新潟本社行動計画「まもる・そなえる・こたえる」を策定し、同年4月1日より新潟本社の避難支援機能を拡充する旨を公表した。
- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、廃炉・汚染水対策は東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たすことが必要であり、国は必要な制度整備等を行うこととされたこと等を踏まえ、事故炉の廃炉を行う原子力事業者に対し、廃炉に必要な資金の原賠機構への積立てを義務付ける等の措置を講ずることを内容とする「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」が5月に成立し、10月に施行された。

（廃炉・汚染水対策）

- 9月26日に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂した。

- 汚染源に水を「近づけない」対策では、平成30年3月時点で、凍土方式の陸側遮水壁が深部の一部を除き完成し、サブドレン等との重層的な対策により、汚染水発生量が大幅に低減している。
- 汚染水を「漏らさない」対策では、フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへの切替を進めるとともに、タンク周囲には二重堰^{せき}を設置し、側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1日4回のパトロール等の実施により、万一の漏えいに備えている。
- 汚染源を「取り除く」対策では、多核種除去設備等で浄化処理した水の長期的な取扱いについて、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」を継続的に開催し、技術的な観点に加えて、風評被害など社会的な観点等も含め、総合的な検討を行っている。
- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けては、1号機において平成30年1月から北側のがれき撤去を進めている。2号機では雨水対策として建屋屋根保護層の撤去やがれき撤去等のため、建屋西側に開口部の設置作業を進めている。3号機についてはオペレーティングフロアに燃料を取り出すための設備を設置し、平成30年2月にドーム屋根の設置が完了した。
- 廃炉対策に向けた取組として、7月に3号機において水中遊泳ロボットによる原子炉格納容器の内部調査を行った結果、容器底部に燃料デブリの可能性のある溶融物質等を確認した。こうした現場の状況や、原賠機構が実施した燃料デブリ取り出し工法の実現性評価の結果を踏まえ、9月に燃料デブリ取り出し方針を決定した。平成30年1月には、2号機原子炉格納容器底部を調査するため、先端にカメラや線量計等を搭載した調査装置による調査を行った結果、容器底部に燃料デブリと思われる堆積物を確認した。
- 燃料デブリや放射性廃棄物等の処理・処分技術の開発等を行う施設として建設中の「大熊分析・研究センター」（大熊町）のうち施設管理棟が平成30年3月15日に開所、運用を開始した。
- 東京電力の廃炉・汚染水対策については、原子力規制委員会が、同社の作業の進捗状況に応じ、29件の実施計画の変更を認可し、計画の遵守状況の検査も行い、同社の取組を監視している。
- 3号機使用済燃料プールのがれき撤去の際のダスト飛散実施・監視の進捗、新事務本館の建設の完了が確認されたことなどから、原子力規制委員会（平成30年3月7日）において、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成30年3月版）」に改正した。

平成30年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

（廃炉・汚染水対策）

- 汚染水対策は、3つの基本方針（汚染源を「取り除く」、汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」）の下、予防的・重層的な対策を着実に実施した。
- 汚染源に水を「近づけない」対策については、平成30年3月に、凍土式の陸側遮水壁（凍土壁）が深部の一部を除き完成し、サブドレン等の機能と併せ、地下水位を安定的に制御し、建屋へ地下水を近づけない水位管理システムが構築された。未凍結であった凍土壁の深部も、9月に凍結を完了した。
- 汚染水を「漏らさない」対策については、平成31年3月に、フランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクへの切替を完了した。タンク周囲には二重堰^{せき}の設置、1日複数回のパトロールの実施等により、万一の漏えいに備えている。
- 汚染源を「取り除く」対策については、多核種除去設備等によって浄化処理を行っている。8月に説明会・公聴会において示された様々な懸念点について、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」で検討を進めることとしている。説明・公聴会後の同小委員会におい

て、東京電力が、処理水を処分する場合には、処分する前の段階での二次処理により、トリチウム以外の放射性核種についてさらに浄化し、環境放出の基準を満たす方針を表明した。

- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、1号機において平成30年1月から開始した北側のがれき撤去を進めている。2号機においてはオペレーティングフロア内の汚染状況調査や残置物の移動・片付けを進めている。3号機においては平成30年3月から開始した燃料取扱機とクレーンの試運転により発生した複数の不具合を受け、12月末までに安全点検及び品質管理確認を実施し、燃料取出しの開始に向けた準備を実施している。
- 燃料デブリの取り出しは、世界でも前例のない困難な取組であるが、平成31年2月に、2号機原子炉格納容器底部の燃料デブリと思われる堆積物に調査装置の物性確認を行うとともに、小石状の堆積物を動かせることを初めて確認した。
- 原子力規制委員会においては、東京電力の廃炉・汚染水対策に係る作業の進捗状況に応じて、31件の実施計画の変更を認可し、計画の遵守状況の検査を行いながら、同社の取組を監視している。
- 大型機器除染設備の設置、フランジ型タンクに貯留されていた未処理水の処理完了、及び既設のサブドレンピットの復旧等による原子炉建屋への地下水流入抑制策の実施等を確認されたことなどから、原子力規制委員会（平成31年3月6日）において、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」の改定を行った。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

（廃炉・汚染水対策）

- 汚染水対策は、3つの基本方針（汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」、汚染源を「取り除く」）の下、予防的・重層的な対策を着実に実施した。
- 汚染源に水を「近づけない」対策については、既に凍結が完了した凍土方式の陸側遮水壁及びサブドレン等の機能と併せ、地下水位を安定的に制御し、建屋へ地下水を近づけない水位管理システムが引き続き機能している。
- 汚染水を「漏らさない」対策については、平成31年3月にフランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクに切り替えが完了しており、万一の漏えいに備え、漏えいした水が外部環境に流出しないよう、タンク周囲における二重^{せき}壇の設置や1日複数回のパトロール等を実施している。
- 汚染源を「取り除く」対策については、多核種除去設備（ALPS）等によって浄化処理を行っている。経済産業省において「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の令和2年2月の報告書も踏まえ、政府としてALPS処理水の取扱い方針を決定するため、4月から地元自治体や農林水産業者をはじめとする幅広い関係者の意見を伺う場を開催することとした。
- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、初号機において平成30年1月から開始した北側のがれき撤去等を進めた。2号機においてはオペレーティングフロア内の残置物の移動・片付け等を進めた。3号機においては平成31年4月から燃料取り出しを開始し、令和2年3月31日時点で全燃料566体のうち119体の取り出しを完了した。
- 燃料デブリの取り出しは、世界でも前例のない困難な取組であるが、令和元年12月に改訂した中長期ロードマップにおいて、初号機の燃料デブリの取り出し方法を確定し、令和3年内に2号機で試験的取り出しに着手し、その後、段階的に取り出し規模を拡大していくことを示した。

- 原子力規制委員会は、東京電力の廃炉・汚染水対策に係る作業の進捗状況に応じて、21件の実施計画の変更を認可し、計画の遵守状況の確認を行いながら、同社の取組を監視している。令和元年度においては、東京電力による1号機及び2号機使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定、1号機廃棄物処理建屋の残水処理及び4号機タービン建屋等の滞留水の優先処理の完了等を確認した。また、令和2年3月に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を改定し、約10年後に目指すべき姿を掲げ、その達成に必要な約3年間の主要なリスク低減目標を示した。

令和2年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告)

(廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況)

- 処理水に関する取組については、ALPSを用いた二次処理を試験的に実施し、本試験内において全ての対象核種の分析の完了及びトリチウムを除く核種が規制基準値を大幅に下回っていることを確認した。また、地元自治体や農林水産業者などとの意見交換等を行い、風評対策や国内外への情報発信のあり方などの論点についての検討を行ってきた。さらに、令和3年4月に、第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定した。
- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、1号機においては、平成30年1月から開始したがれき撤去等を引き続き進めた。2号機においては、オペレーティングフロア内の残置物の移動・片付け等を進めた。3号機においては、平成31年4月から燃料取り出しを開始し、令和3年2月28日に全燃料566体の取り出しを完了した。

(東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に対する対応)

- 令和2年9月20日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案について、原子力規制委員会は、東京電力に対し、根本的な原因分析を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果について報告することを求め、令和3年3月10日に報告書を受領した。また、令和3年1月27日に東京電力からの報告を受けて発覚した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案については、重要度、深刻度ともに最も深刻であると評価を確定し、令和2年度第67回原子力規制委員会（令和3年3月24日）において、東京電力に対し是正措置等の命令を発出することとし、改善の効果が認められるまでは、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる方針とした。（なお、その後、令和3年4月14日に是正措置等の命令を発出した。）